

令和6年度

保育園入園のご案内



麻績保育園

1. 保育所とは

保育所は、保護者が仕事や病気などの理由によって、家庭において保育することができない就学前の児童を対象に、保護者にかわり保育することを目的とした児童福祉施設です。

2. 施設の概要

定員：90人

所在地：東筑摩郡麻績村麻8221

電話番号：0263-67-2143

受入年齢：生後8か月から就学まで

開園時間：（平日）午前7時30分から午後6時30分まで

（土曜）午前8時30分から午後4時30分まで

3. 保育の必要性の事由

保育園を利用する場合、保護者それぞれが次の事由のいずれかに該当する必要があります

事由	内容
1 就労	1ヶ月において、48時間以上労働をすることが常となっていること。
2 妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間もないこと。（出産又は出産予定日の前後8週間）
3 疾病・障害	保護者が疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること。
4 介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
5 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
6 就学	日中、就学又は職業訓練のため、保育することができない場合。
7 求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
8 その他	上記に類する状態として村が認める場合。

4. 利用時間

○ 保育標準時間（11時間保育）

標準時間認定は、午前7時30分から午後6時30分までの最長11時間の保育を行います。

主に、児童の父母の就労時間がそれぞれ1カ月120時間以上の場合や、その他、就労証明書等から午前8時30分から午後4時30分までの範囲外の保育が必要と認められる場合に標準時間認定として認定します。



6. 入所年齢について

保育園への入園（クラス）年齢は、令和6年4月1日時点の年齢となります。したがって、誕生日が過ぎて年齢が上がっても1年間はそのままです。

クラス	生年月日	就学年度
5歳児（ひまわり組）	平成30年4月2日～平成31年4月1日	令和7年度
4歳児（すずらん組）	平成31年4月2日～令和2年4月1日	令和8年度
3歳児（チューリップ組）	令和2年4月2日～令和3年4月1日	令和9年度
2歳児（たんぽぽ組）	令和3年4月2日～令和4年4月1日	令和10年度
1歳児（ひよこ組）	令和4年4月2日～令和5年4月1日	令和11年度
0歳児（ひよこ組）	令和5年4月2日～令和6年4月1日	令和12年度

7. 保育の実施期間

保育の実施を希望する期間として、保育することが出来ないと見込まれる期間を、小学校就学までの範囲内でご記入ください。

また、入園後に翌年度の継続入所を希望する場合は、毎年、必ず現況届を提出してください。

※現況届提出案内の通知は毎年1月から2月ごろになります。

8. 保育料について

保育料は、保護者（父母）の市町村民税所得割額の合計額で算定します。父母以外が生計を支えていると判断された場合は、父母以外の生計中心（維持）社の市町村民税の額を合算します。

また、次のとおり、時期によって、保育料の算定基礎とする市町村民税の年度が異なります。

時期	保育料算定基礎
令和6年4月から 令和6年8月まで	令和5年度市町村民税（令和4年中の所得）
令和6年9月から 令和7年3月まで	令和6年度市町村民税（令和5年中の所得）

○ 保育料は月額です。保育料の日割りは行いません。

9. 保育料及び副食費について

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化に伴い、3～5歳児の保育料は無償です。

また、令和4年度から麻績村の給食費軽減支援事業として、副食費が無料となりました。

0～2歳児の具体的な保育料額は次ページをご覧ください。

○麻績村教育・保育に関する利用者負担額を定める条例第2条関係による規則別表

(単位：円)

麻績村徴収金基準額表（1号認定）			
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額
階層区分	定義		教育標準時間
1	生活保護世帯		0
2	市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む）		0
3	市町村民税 所得割課税額	77,100円以下	0
4		211,200円以下	0
5		211,200円以上	0

(単位：円)

麻績村徴収金基準額表（2号・3号認定）						
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額			
階層 区分	定義		満3歳未満児 (3号認定)		満3歳以上児 (2号認定)	
			保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間
1	生活保護世帯等		0	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0
3(1)	村民税均等割りのみ		10,300	18,700	0	0
3(2)	村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	所得割 48,600円未満	11,100	19,500	0	0
4(1)		64,600円未満	20,400	28,800	0	0
4(2)		80,600円未満	21,000	29,400	0	0
4(3)		97,000円未満	21,600	30,000	0	0
5(1)		121,000円未満	32,200	40,600	0	0
5(2)		145,000円未満	34,500	42,900	0	0
5(3)		169,000円未満	36,100	44,500	0	0
6		301,000円未満	38,200	46,600	0	0
7	397,000円未満	38,900	47,300	0	0	
8	397,000円以上	39,600	48,000	0	0	

10. その他保育サービス

(1) 延長保育

保護者就労時間等の事情により保育の延長が必要な場合や、緊急で利用したい場合等、時間を延長して保育を実施しています。

利用する場合は、通常の利用料金の他に延長料金が必要です。（幼児教育・保育の無償化の対象外です。）

(2) 一時的保育

村内に居住する1歳以上の就学前児童であり、未就園児を対象としています。（有料）

時間：8時30分～16時（月曜日～金曜日）

11. お願い

入所申込み後または入所後に下記の状況が変わった場合には、必ず保育園へ連絡してください。

○住所が変わったとき（村内に転居または村外へ転出される時）


○家庭の状況に変更があったとき（離婚・再婚など）

○保護者が転職・退職・就職されたとき

○下の子の出産後、育児休業を取得される時



園生活 一日の流れ

時 間	0・1・2歳児の主な活動	3歳以上児の主な活動
7:30~8:30	<ul style="list-style-type: none"> 朝の長時間保育 登録してあるお子さんと緊急申し込みのお子さん対応 	
8:30~9:00	<ul style="list-style-type: none"> 登園 元気よく朝のあいさつをします。9時までには登園しましょう 朝の視診を受けます あそび 好きなあそびを楽しみます 	
9:30	<ul style="list-style-type: none"> 午前のおやつ 園庭あそび 散歩 	<ul style="list-style-type: none"> クラス朝会 運動あそび・園庭あそび 散歩・集団あそび 園全体の活動 異年齢活動 等 
10:50	<ul style="list-style-type: none"> 昼食準備 	<ul style="list-style-type: none"> 昼食準備
11:00	<ul style="list-style-type: none"> 昼食 	<ul style="list-style-type: none"> 昼食
12:15	<ul style="list-style-type: none"> 絵本読み聞かせ 	<ul style="list-style-type: none"> 歯磨き
12:30	<ul style="list-style-type: none"> お昼寝 	<ul style="list-style-type: none"> 絵本読み聞かせ 
12:40		<ul style="list-style-type: none"> お昼寝
14:30	<ul style="list-style-type: none"> 目覚め 	<ul style="list-style-type: none"> 目覚め
15:00	<ul style="list-style-type: none"> おやつ 	<ul style="list-style-type: none"> おやつ
15:45	<ul style="list-style-type: none"> 降園準備 好きなあそびを楽しむ 絵本読み聞かせ 	
16:30	<ul style="list-style-type: none"> 降園 	
16:30~18:30	<ul style="list-style-type: none"> 夕方の長時間保育 登録してあるお子さんと緊急申し込みのお子さん対応 	

※お昼寝実施期間 :0歳児~4歳児クラスは、通年実施します。

5歳児クラスは、11月下旬頃まで実施します。